

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 支部広島県済生会 介護老人保健施設はまな荘

(介護予防) 通所リハビリテーションサービス運営規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部広島県済生会介護老人保健施設はまな荘（以下「本施設」という。）において実施する(介護予防)通所リハビリテーション事業（以下「本事業」という。）の管理運営に関する事項を定めたものである。

2 管理運営に関する事項でこの規程に定めるものの他は介護保険法及びその他関係法令の定めるところによる。

(運営の方針)

第 2 条 明るく快適な環境のもとで、利用者の生活リハビリテーションその他必要な医療、看護並びに日常生活上の介護を行い、利用者の家族、関係市町村、病院、社会福祉機関、地域ボランティア団体等との連携を密にし、本施設の総力を挙げて利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 当施設の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

一 施 設 名	介護老人保健施設はまな荘
二 開設年月日	平成 11 年 4 月 1 日
三 所 在 地	広島県安芸郡坂町北新地二丁目 3 番 10 号
四 電 話 番 号	(082)820-1877 FAX(082)820-1878
五 管 理 者 名	小 浦 義 彦
六 介護保険指定番号	介護老人保健施設 (3453180030 号)

(職員の職種及び員数)

第 4 条 本施設に次の職員を置く。

一 施設長	1 名 (医師)
二 医 師	1 名以上 (入所と兼務)
三 看護職員	3 名以上
四 理学療法士及び作業療法士	5 名以上 (入所と兼務)
五 介護員 (介護福祉士)	10 名以上 (内 介護福祉士 7 名以上)
六 管理栄養士	1 名以上 (入所と兼務)
七 事務職員	3 名以上 (入所と兼務)
八 運転手	2 名以上

九 その他広島県済生会支部長（以下「支部長」という。）が必要と認めた職種、必要数。

2 職員の員数は「指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 15 年 4 月 1 日厚生省令第 37 号）に定められている数を下廻らない範囲で定める。

(職務内容)

第 5 条 前条第 1 項に掲げる職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 施設長は、支部長の命を受け施設の業務を統括し、所属職員を指揮監督して施設の管理運営にあたる。
- 二 医師は、施設長の命を受け利用者の健康管理及び適切な治療にあたる。
- 三 看護職員は、施設長の命を受け医師の指示のもとに利用者の保健衛生並びに看護業務にあたる。
- 四 理学療法士または作業療法士は、施設長の命を受け医師の指示のもとに利用者の生活リハビリテーションに関する計画を立案し、他の職員と連携してその実施にあたる。
- 五 介護員は、施設長の命を受け医師の指示のもとに利用者の日常生活全般にわたる介護業務にあたる。
- 六 管理栄養士は、施設長の命を受け利用者等への適切な食事の提供と栄養管理並びに調理員の指導にあたる。
- 七 事務職員は、施設長の命を受け経理事務並びにその他事務全般の処遇にあたる。
- 八 運転手は、施設長の命を受け運転業務並びに利用者の介助及びその他の労務関係業務にあたる。

(勤務体制の確保等)

第 6 条 職員の勤務の体制は、常に利用者に適切な(介護予防)通所リハビリテーションサービスが提供できるよう定めるものとする。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーションサービスは、本施設の職員によって提供する。
- 3 職員には、利用者の処遇向上のために、その知識と技術を高め職務遂行能力の向上を図るため、講習会、研修会等の教育を受ける機会を与える。

(定員の遵守)

第 7 条 本事業の利用定員は、50 人とする。

(営業日及び営業時間)

第 8 条 本事業の営業日及び営業時間は、以下とおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 三 サービス提供時間 午前 8 時 50 分から午後 4 時までとする。

(事業内容)

第 9 条 本事業は、医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、居宅と施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者の負担の額は次のとおりとする。

- 一 別紙の料金表による保険給付の自己負担額
- 二 別紙の料金表による利用者が選定する食費、その他の費用等

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業の通常の実施地域は、広島市安芸区、坂町、海田町、熊野町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 (介護予防)通所リハビリテーション従事者は、(介護予防)通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者、介護支援専門員に報告しなければならない。また、原因を究明し会議において今後の対応策を検討する。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第15条 本施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

第16条 障害福祉サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、別に苦情解決要領を定める。

(秘密保持)

第17条 本施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(身体拘束等)

第18条 本施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、本施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第19条 本施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲

げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 本施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（職員の質の確保）

第20条 本施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 本施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（衛生管理）

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 本施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 本施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 本施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、本施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、本施設内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な（介護予防）通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、管理者が支部長の承認を得て決定する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。